平成２４年（フ）第１２２６号
大阪府松原市北新町５丁目137番地の１―103号
債務者　大村現誌こと　孫　　基敦
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６１号
堺市南区茶山台２丁７番１―105号
債務者　堀切　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６９号
堺市堺区向陵中町２丁４番23号　三国ヶ丘駅前ビル502号
債務者　宮本明日香（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７２号
堺市東区日置荘北町１丁41番11号
債務者　福井　美子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７６号
大阪府富田林市別井１丁目３番３号
債務者　三好健一郎
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８９号
堺市堺区浅香山町１丁６番２―402号、前住所大阪府吹田市泉町５丁目26番２号
債務者　池北　進也
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９３号
大阪府富田林市大字嬉730番地
債務者　井端　京子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３０１号
堺市中区毛穴町194番地１　レオパレスフォレストいずみ204号、前住所堺市中区宮園町３番５―809号
債務者　山本　健次
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
香川県観音寺市八幡町３丁目３番18号
債務者　久保　晃一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１１９号
北海道岩見沢市栗沢町最上２番地73　金子アパート105
債務者　亀田　裕枝
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２４２３号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―1324号　榎木荘
債務者　設樂　晴美
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５０７号
名古屋市中川区松年町２丁目21番地　ホーム浅次郎２号館、従前の住所名古屋市東区砂田橋２丁目１番Ａ―513号　矢田川パークハウス
債務者　高木　道夫
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９９１号
大阪市城東区古市２丁目１番４―305号
債務者　樋口美代子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２８号
大阪市西淀川区姫島１丁目11番20号川見芳男方
債務者　川見　法子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８９９号
大阪府豊中市野田町38番22―203号
債務者　山田　治代（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１１０号
大阪府枚方市中宮北町１番37―304号
債務者　亀澤　勇気
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１８３号
大阪府茨木市大住町３番20号　白井マンション301号
債務者　大前　昌洋
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部